

平成28年8月30日

文部科学省初等中等教育局
教科書課長 望月 禎 様

全国連合小学校長会長 大橋 明

「デジタル教科書」の位置づけに関する検討会議の中間まとめに対する意見

教科書会社から補助教材として制作された、いわゆる「デジタル教科書」は学校等において普及しつつある現状がある。また、教育における情報化が進展する中、児童生徒の学びを向上させるため、学びの手段や学習環境としてのICTの将来・可能性を見据えて、デジタル教科書の活用を視野に入れていく必要があると考える。

このことを踏まえ、中間まとめに対する意見を以下述べる。

1 デジタル教科書に関する基本的な考え方について

- 教育へのICT活用は、①主体的で深い学びの実現、②個々の能力や特性に応じた学びの実現、③離島や過疎地等の教育の質の確保等において期待できる。
- 紙の教科書にはない動画や音声等のコンテンツや、拡大・書き込み等を活用することで大きな効果が期待できる。ただ、デメリットとして考えられる、長時間のデジタル機器の使用による健康面の問題点、障害のある児童への効果、自己学習力への悪影響、学年の違いによる効果等を検証する必要がある。そして、活用の仕方等を十分吟味する必要がある。
- 教科書の使用形態については、紙の教科書を主たる教材として使用する。デジタル教科書の導入時の使用については、各学校の環境整備の状況等を考え、各学校の判断等により必要に応じて使用する。なお、デジタル教科書の使用頻度が高い又は効果的という理由で、紙の教科書を配布しないということはないようにする。つまり、紙の教科書との併用を前提とし考える。
- デジタル教科書のレイアウトは紙の教科書と同一のものとし、紙の教科書に含まれない動画や音声等については、教科等の特性に応じたものにしていただきたい。特に、次期学習指導要領に導入される外国語教育にはより工夫されたデジタル教科書及びデジタル教材が必要と考える。
- 全教科において、デジタル教科書を導入した場合は、すべての教科で効果的に活用できるようなデジタル教科書の取扱指針（ガイドライン）に基づいた研修を実施するとともに、周知や情報提供を工夫する必要がある。

2 デジタル教科書の導入に伴う関係制度の方向性について

- デジタル教科書の使用については、教育委員会等で判断し決定すべきとあるが、国の主導で推進し、無償で配布すべきであると考えている。ただ、各地域及び各学校によって環境整備に違いがあるので、実施時期については、教育委員会で判断すべきと考える。
- 経済的な格差が教育格差にならないよう、デジタル教科書の価格を低廉に抑えたい。手段として、国の介入による価格基準の設定やデジタル教科書の制作者は、著作権の権利制限の問題もあるが、教科書発行者のみならず他の民間企業の加入なども含め検討したい。

3 デジタル教科書を取り巻く環境の整備について

- 実際に学校においてデジタル教科書を円滑に使用できるようにするためには、様々な環境面の整備が必要となる。しかし、多くの自治体において、デジタル教科書の機能を十分に発揮するための環境が整っていない状況にある。現在、指導者用のデジタル教科書を活用することにより、成果を上げている学校がある。指導者用のデジタル教科書を使用するだけでも、全学級に電子黒板等が必要になる。より充実させるためには、それに応じたネットワーク環境の整備も必要となる。児童一人一人にデジタル教科書を使用できるようにするには児童数分の情報端末が用意されなければならない。この事業が絵に描いた餅にならないよう、環境整備について、国が予算計上して取り組んでいただきたい。